

は、一九二六年に I.L.O の第九回総会で採択されたものでありまして、主として海員の利益保護の見地から、船舶所有者と海員との間に行われる海員雇入契約の成立要件、契約内容等を一定の規制の下に置くことを目的とするものであります。

次に、海上で使用することができるとして、児童の最低年齢を定める条約は、一九三六年にILOの第二十二回総会で採択されました。この条約

は、同じ名稱を有する条約で大正十三年にわが國が批准したものの全文改正条約でありまして、その改正の趣旨は、前条約において十四才未満の者のは十五才未満の者の使用禁止にまで及ぼすことであります。

最後に、船員の健康検査に関する条約は、一九四六年に I.L.O の第二十五回総会で採択されたものであります。その目的とすることは、健康証明書を保有する船員のみ船舶乗組を認めることにより船員の健康を保護しようとする事であります。

以上四条約の目的とすることは、それぞれただいま簡単に御説明申し上げましたとおりであります。これら条約の内容は、いずれもわが国内法において既に規定せられ実施されているところであります。従つて、わが国がこれら四条約の当事国となることには、特に法律的意義があるわけではありませんが、これらの条約を批准することにより、我が国が公正な国際労働慣行を遵守している実情を広く世界に知らせ、また、将来もそれを維持してゆくことを国際間に約束いたしますことは、I.L.O 簡章の趣旨に沿った國

際協力を進める点からいいましても、また、わが国の海外における信用用を高める点から見ましても、きわめて事宜に適するものと認められます。

以上の点を了察せられ、御審議の上すみやかに御承認あらんことをお願ひます。

をいたします。

○委員長（石黒忠篤君） 以上四件に關しまずする質疑は次回に譲りたいと思ひます。

措置を伴う必要はないのでござりますか。
○政府委員(島津久太君) 三十年度の予算に組みましたのは七百万円、先ほど御説明申し上げましたように、予算に対して実際の支出はかなり下回っておりますよなうな状態でござります。
○委員長(石黒忠篤君) 他に御発言ございませんか。——御発言もないトうでござりますから、質疑は終了いたしましたと恐らく御了義ござませぬか。

は大国の大都會に大使館を置くといふ考え方方が、逐次小さい國であつても、その國との國際關係上、外交上必要でればどしどし大使を置くといふよう、變ってきておるよろに考えておりまます。特に外務省におきましては、アーヴィング外交は最も重光外務大臣の重點となるところでございまして、戦後各領地であつたものが独立をした國々かは、当初に御承知の通りに友好的な係にございまして、そういう國々ら、日本こも自分たちが大使を置く

七館にじで格もたにもい

○委員長(石黒忠篤君) もう一つ伺い
ますが、こちらから大使館を置いても
そ

に
らいたいという要望に対し慎重に御

審議になつた上でなるべく要望を充た

するといふことは何うこうだ

と思ひますか。されど交換にござらん
往在する外交使臣はやり大使が往在

で、外傷性眼瞼下垂を患つておられる方の多くは、この原因によるものであることは、ご存知のことと存じますか、どう

うなりますか。

○政府委員(園田直和) その通りで、

二十一

○委員長(石黒忠衛郎) そいういたしま

すと、日本駐在の外交団の中において
名義内、二、三、四の國の大使が六ヶ

比較的小さいところの国の力優が大き
く、國の公使よりも上席となるといつた

ま
い日は、今後も、定期的に会うことは、これは当然のことですね。

○政府委員(國田直君) その通りで

卷之三

○委員長(石黒忠篤君) そういうふうと

は外交団の構成において異存が出ると

いふたようなことはないのですか。

○政 府 務 員 (國 田 直 春) に お い ま せ

○ 桜葉(石黒忠義) あらわしきのい

たいと思いますが、わが國の大便、公

イ
使の人選の上におきまして、大使には

卷之三

比較的老練の、従つて老練の人を出すといふようなことにおいて、引退した外交官が再び花を咲かせるといったようなことについて弊があるといふような考もあるように思いますが、それらに關しまして外務省のお考を伺つておきたいと思います。

○政府委員(園田直君) 在外公館の設置方針が変りまして、職後殖民地であつた小独立国に大使館を設置するといふ観点から、大使の人選等についてはまた慎重に考慮しなければならぬ問題があると考えます。各方面から老令の人々を採用して、そうしてこの増設をした大使館等に埋めるのはよくないという御意見等もございまして、そういう点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が歸つて参りまするとき、御承知の通りに大てい体職となつたのでございますが、今後は以上のように總點から、この人事をやりますに際しましても、老令の特殊な方を必要とすることは、これはもつともございますが、一般の人事の方針としましては少壯はつらつたる大使を採用いたしまして、大使の職が終つて本省に帰りました際には、再びまた一般事務官としてどしどし職につけるような方法でやりたいと考えております。

○委員長(石黒忠篤君) 私の質問はこれで終ります。
何か他に御質問がございませんか。
○梶原茂嘉君 小さなことですけれども、大使館に昇格することは政令で実現しておるのですね。この政令と、それからこの法律の関係はどうなつておるのを形式的にこの法律で確認

するといふふうな形になるのでしようか。言いかえれば、戦争前の告示に相当するようなのがこの法律である。実質的な問題はこの政令でできるといふことになるのでしょうか。

○政府委員(園田直君) 仰せのことくりません。いわゆる法律によつて国会の御審議を願つた上昇格その他のやることの如きはございませんが、閉会中その他の事情でやむを得ない場合には許され得る政令をもつて昇格する、このようにやるべきものであると解釈いたしております。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が歸つて参りまするとき、御承知の通りに大てい体職となつたのでございますが、今後は以上のように總點から、この人事をやりますに際しましても、老令の特殊な方を必要とすることは、これはもつともございますが、一般の人事の方針としましては少壯はつらつたる大使を採用いたしまして、大使の職が終つて本省に帰りました際には、再びまた一般事務官としてどしどし職につけるような方法でやりたいと考えております。

○政府委員(園田直君) 南部にのみ実際上は仕事をやつておるような國界でございまして、北部に対してもラジオやあるのは新聞等を通じて特に殘留邦人の引き揚げ等に関しても連絡をやらしてはおりませんけれども、限られた等がほとんどお耳に入つてないよう

いろいろ庇護を受けでおるといふように用はどういうふうに考えておられるのですか。
報告を聞いております。こういう点については十分注意をいたしまして、北政令をもつて昇格ができるようになりますが、それは政令でできるといふことになるのでしょうか。

○政府委員(園田直君) 仰せのことくりません。いわゆる法律によつて国会の御審議を願つた上昇格その他のやることの如きはございませんが、閉会中その他の事情でやむを得ない場合には許され得る政令をもつて昇格する、このようにやるべきものであると解釈いたしております。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が、任務が終れば、またたしておられます。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が、任務が終れば、またたしておられます。

いろいろ庇護を受けでおるといふように用はどういうふうに考えておられるのですか。
報告を聞いております。こういう点については十分注意をいたしまして、北政令をもつて昇格ができるようになりますが、それは政令でできるといふことになるのでしょうか。

○政府委員(園田直君) 仰せのことくりません。いわゆる法律によつて国会の御審議を願つた上昇格その他のやることの如きはございませんが、閉会中その他の事情でやむを得ない場合には許され得る政令をもつて昇格する、このようにやるべきものであると解釈いたしております。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が、任務が終れば、またたしておられます。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が、任務が終れば、またたしておられます。

またそういう心組みでやつておられるかどうか、その点をこれは技術的の面だから、何も政務次官に聞く必要はない、実際の衝に当つては島津君にお伺いしたいと思います。

○政府委員(園田直君) 実際に機能はとまつておらず、こういうわけですね。

○政府委員(園田直君) とまつております。お尋ねの御質問は、実際上の問題につきまして、北政令をもつて昇格ができるようになりますが、それは政令でできるといふことになるのでしょうか。

○政府委員(園田直君) 実際に機能はとまつておらず、こういうわけですね。

いろいろ庇護を受けでおるといふように用はどういうふうに考えておられるのですか。
報告を聞いております。こういう点については十分注意をいたしまして、北政令をもつて昇格ができるようになりますが、それは政令でできるといふことになるのでしょうか。

○政府委員(園田直君) 仰せのことくりません。いわゆる法律によつて国会の御審議を願つた上昇格その他のやることの如きはございませんが、閉会中その他の事情でやむを得ない場合には許され得る政令をもつて昇格する、このようにやるべきものであると解釈いたしております。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が、任務が終れば、またたしておられます。

○政府委員(園田直君) そうしますと、政令で一應昇格をした場合は、対外的にはそれで實質的に大使館になつておるわけですが、御意見等もございまして、その点については外務省として十分注意をいたしております。今までは大使に出て行つた者が、任務が終れば、またたしておられます。

下げしても課長にでも局長にでも使うという方針でぜひお願ひしたいと思います。

○政府委員(園田直君) 御意見よくわかりましてございます。なお、私の方の意見は事務当局とも内々相談しておるところでございます。

○鹿島守之助君 関連です。私、昨年の秋ヨーロッパ、それからアメリカを回つたのですが、受けました印象は、ここに公使あたりには若すぎるのじやないか、参事官、公使等はつと若ぎるのじやないか、大使が老朽といふこともありますけれども、それほど老朽といふことよりも、シナのことわざに、年とったラクダは十四のロバよりもよい運ぶといふことがあるよう

に、若いもの必ずしも優秀じやない。海外との交通が絶えたので、言葉とか、外國語ですね、それから礼儀作法だと、そういうものでかなりギャップがある。相当な年とつても優秀な人は採用することが望ましいのじやない

が、今の若い外交官、新進気鋭で、まだとか、そういうものでかなりギャップがある。相当な年とつても優秀な人

は採用することが望ましいのじやない。日本におきましては約十年ほど海外との交通が絶えたので、言葉だと

か、外國語ですね、それから礼儀作法だと、そういうものでかなりギャップがある。相当な年とつても優秀な人

は採用することが望ましいのじやない。日本におきましては約十年ほど海外との交通が絶えたので、言葉だとか、外國語ですね、それから礼儀作法だと、そういうものでかなりギャップがある。相当な年とつても優秀な人

は採用することが望ましいのじやない。日本におきましては約十年ほど海外との交通が絶えたので、言葉だとか、外國語ですね、それから礼儀作法だと、そういうものでかなりギャップがある。相当な年とつても優秀な人

は採用することが望ましいのじやない。日本におきましては約十年ほど海外との交通が絶えたので、言葉だとか、外國語ですね、それから礼儀作法だと、そういうものでかなりギャップがある。相当な年とつても優秀な人

ざいますから、一地に長く置いて専門的な経験と並びにいろいろな国との特殊関係を作るよう考慮しておりますが、小瀧委員や曾祢委員から御教授頂いたのは、そういう意味ではなくて、大だいまの意見は事務当局とも内々相談しておるところでございます。

○鹿島守之助君 関連です。私、昨年の秋ヨーロッパ、それからアメリカを回つたのですが、受けました印象は、

失業対策的なようなことをするなどいう御注意だと私は考えておりますので、ただいまの御指摘とは何ら矛盾しないと考へております。

○鹿島守之助君 平均年令一つ調べて御提出願いたい。

○委員長(石黒忠篤君) 日本の方はすぐわかりましたよ。

○政府委員(島津久太君) 平均は計算をいたしましたけれども、外務省の大公使の幅を大体申しますと、一番古い大

使が明治三十二年外交官試験合格芳沢大使、一番若いところが昭和五年に外交官試験を合格いたしまして、これが公使の一一番若いところで大体四十七、八才、これが飛び切り若いところ

であります。

○委員長(石黒忠篤君) ただいま鹿島

委員の御要求はわかるだけ一つ何をしていただきたい。外国の年令はちょっとむずかしいかと思いますが、できるだけ一つ、そうしてお知らせを願います。

○委員長(石黒忠篤君) たまたま

お尋ねでございますが、わが国におきましては現在この麻薬の取締りにつきましては厚生省の麻薬課が中心になりま

して全国ハブロックに取締りの出先機関、麻薬取締官事務所というものがございまして、ここに百五十名の麻薬取締官を配属いたしております。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

大体麻薬事犯で検挙した実績は昨年、昭和二十九年におきましても送検件数が千五百六十八件、送検の人員にいたしまして二千百三十九人であります。で、これは国籍別にしますと、日本が三百六十八人、中國人が二百

人で、ただいまの御指摘とは何ら矛盾しませんが、ただいま厚生省から市川麻薬課長において願いましたから、羽生委員どうぞ。

○羽生三七君 私のお尋ねしないこと

は条約の内容的なことじやなしに、この条約の実体となる麻薬取締りの現状です。一体日本ではどういうふうになつて犯罪がどの程度で、どういう規模のもので、どういらふうに取締られているのか、その大要だけお知らせ願えればけつこうです。

○説明員(市川可知男君) ただいまの御要求はわかるだけ一つ何をしていただきたい。外國の年令はちょっとむずかしいかと思いますが、できる

だけ一つ、そうしてお知らせを願います。

○委員長(石黒忠篤君) たまたま

お尋ねでございますが、わが国におきましては厚生省の麻薬課が中心になりましてすべて外国から密輸されるものによって国内に運び込まれております。

なお、この国内に入りますヘロインの密輸量というものは、国内における麻薬中毒者の消費量から比べてみますと、輸入価格にいたしまして約五十億円、消費者価格にしますとこの三倍乃至五倍という価格の麻薬が国内へ入っておりまして、航空機とか船、そういうものによつて国外から密輸されるものによって国内に運び込まれております。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

大体麻薬事犯で検挙した実績は昨年、昭和二十九年におきましても送検

件数が千五百六十八件、送検の人員にいたしまして二千百三十九人であります。で、これは国籍別にしますと、日本が三百六十八人、中國人が二百

人で、ただいまの御指摘とは何ら矛盾しませんが、ただいま厚生省から市川麻薬課長において願いましたから、羽生委員どうぞ。

○羽生三七君 検挙件数でなしに、実

際には、まあ検挙件数が実態的にそういう犯罪が増加しておるということと正に戻りまして、本件について御質疑があつたのであります。ただいま厚生省から市川麻薬課長において願いましたから、羽生委員どうぞ。

○説明員(市川可知男君) どう思いましたかと申しますと……。

○説明員(市川可知男君) どういう方面かと申しますと……。

○羽生三七君 犯罪との実態に結びつけて考えるなど、いろいろ方面に一番多く

いる……。

○説明員(市川可知男君) これはやはりその中毒者に最終的にはゆくわけなんであります。中毒者に媒介しておりましては、たとえば医者とか薬剤師とか、そういう正規の業者がらゆくの官を配属いたしております。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

○説明員(市川可知男君) 検挙件数はふえております。

○羽生三七君 検挙件数でなしに、実

際には、まあ検挙件数が実態的にそういう犯罪が増加しておるということと正に戻りまして、本件について御質疑があつたのであります。ただいま厚生省から市川麻薬課長において願いましたから、羽生委員どうぞ。

○説明員(市川可知男君) どう思いましたかと申しますと……。

○説明員(市川可知男君) どういう方面かと申しますと……。

○羽生三七君 犯罪との実態に結びつけて考えるなど、いろいろ方面に一番多く

いる……。

○説明員(市川可知男君) これはやはりその中毒者に最終的にはゆくわけなんであります。中毒者に媒介しておりましては、たとえば医者とか薬剤師とか、そういう正規の業者がらゆくの官を配属いたしております。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

なお、そのほかに各県に百名の麻薬取締員を配置し、これからもばら麻薬の取締りに専念をいたしております。そ

のほかに警務官、税關、海上保安官、鐵道公安官、その他の司法警察権を持ついる職員が麻薬の取締りに従事しているのであります。お互いに緊密な連絡をとりまして、麻薬の事犯の絶滅を期しておるのであります。

かつたのであります。これは大麻といふのはインド大麻のことであつて、日本の大麻はインド大麻ではないといふふうな解釈で取締りをされなかつたのあります。終戦後GHQによつて印度大麻も日本の大麻も植物学上は同じものである。従つて取締りをしなければならぬといふことで取締りの対象になつたわけであります。現在も取締りをいたしておるのであります。その後占領当時と違いまして、手続その他を緩和いたしまして、必要最小限度の取締りにしほりつてきているのであります。なお、この大麻による違反であります。が、これはまだ日本人にはこれをたばこにして吸うといふような習癖はないのであります。しかし、外國ではこの習癖者が非常に多いのであります。駐留軍等にこの習癖をもつたものがいるという關係から、わが国における大麻違反といふのは、大麻の栽培地から大麻を盗み出してたばこに作つて、駐留軍に売りつけるといふような事犯がござります。これは昨年度の大麻違反が送検いたしましたのが十六件、人員にいたしまして十七人あるのであります。この違反の内容は不正所持が十人、不正取引が二人、不正栽培が五人といふことになります。国籍別は、日本人が十二人、朝鮮人が五人といふことになつております。ただし日本人自身がまだござります。たゞし日本人自身がまだこれらをたばことして吸うような習癖は起つていません。なお、大麻にそのような麻薬のような性質の成分があるかどうかということにつきましては、実は東大の附属機関に依頼いたしまして研究をしたのであります。やはり麻薬

と同一の性質の物質がかなり入つてゐるといふふうな中間報告を受けているのであります。

○委員長(石黒忠鷲君) 他に御発言はございませんか。——御発言もございませんようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠鷲君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もないようですが、討論は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石黒忠鷲君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(石黒忠鷲君) 次に、商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を

求めるの件を議題といたします。

まず政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(園田直君) ただいま議題となりました商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この条約は、第七回ガット締約国会議において、一九五二年十一月七日にジネーヴで作成されたものでありまして、一九五三年二月一日から同年六月三十日まで署名のために開放されましたが、その後は、国際連合事務総長に加入書を寄託して加入することになつております。

なお、本会議における口頭報告の内容及び議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によつてこれを委員長に御一任願ひます。

○委員長(石黒忠鷲君) 総員挙手でござります。よつて本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石黒忠鷲君) 総員挙手でござります。よつて本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(石黒忠鷲君) 本件に対しましての質疑は次回へ譲りたいと思いま

す。

○委員長(石黒忠鷲君) 次に、観光旅行のための通關上の便宜供与に関する

○委員長(石黒忠鷲君) 本件に對しましての質疑は次回へ譲りたいと思いま

す。

○委員長(石黒忠鷲君) 本件に對しましての質疑は次回へ譲りたいと思いま

す。

○委員長(石黒忠鷲君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。

○委員長(石黒忠鷲君) 次に、商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を

求めるの件を議題といたします。

まず、前者の条約は、外國からの観光客等、一時旅行者が携帯搬入する身

回り品、嗜好品、みやげ品の一定品目、一定数量につき、再輸出を条件として、または消耗品の場合には再輸出を条件とせずに、免稅輸入することを

認めることと/orして、わが国の観光事業を發展させる上に大きな利益を受け

ることになります。わが国は、この条約の当事国になることにより、外國からの観光旅行者に対し通關上の便宜を与えることになります。

田廉三をして署名をいたしました。まず、前者の条約は、外國からの観

光客等、一時旅行者が携帯搬入する身回り品、嗜好品、みやげ品の一定品目、一定数量につき、再輸出を条件とせずに、免稅輸入することを

認めることと/orして、わが国の観光事業を發展させる上に大きな利益を受け

ることになります。

まず、政府から提案理由の御説明を願います。

○政府委員(園田直君) ただいま議題となりました観光旅行のための通關上の便宜供与に関する

○委員長(石黒忠鷲君) 本件に對しましての質疑は次回へ譲りたいと思いま

す。

○委員長(石黒忠鷲君) 本件に對しましての質疑は次回へ譲りたいと思いま

す。

○委員長(石黒忠鷲君) 本件に對しましての質疑は次回へ譲りたいと思いま

す。

印といふ問題が出ておるわけござります。

○羽仁五郎君 権利義務が発生しない

といふうにおっしゃいますけれども、しかし事実上においては、そこからやがて権利義務が発生するのです。

○政府委員(河崎一郎君) 現在アメリ

カ側と交渉いたしております協定の

内容の主たる点は、実験用の原子炉に

その端緒をなすことはいえまでもない

ことであると思う。そういう形式論理

といふか、はなだ失礼な言葉でもあ

りますが、民間でそういうことをいわ

ゆる三百代言といふうに一般にわれ

われは言いますが、そういうようなこ

とでこの重大な問題を扱われる、濃縮

ウランの受け入れは石炭を買うくらい

のものだなんということを閣僚が放言

われたといふことを新聞でも読みま

すが、そういう簡単な問題ではあります

が、重大な問題であるといふことは

昨日の本委員会の討議の場合にも繰返

しいるいのな方から申されたことでも

ありますから、今のような点は一つお

りごとくはおきたいのです。それで急

速に直しを願いたいのです。それを行つ

たことはもちろんですが、先へ行つて

すぐ行き詰つてしまふような急ぎ方を

現在すれば、急がば回れといふことも

あります。急ぐためにかえつて先へ

行つて、将来の發展といふものをばほ

んでしまふようなことになるといふこ

とは政府の毛頭意図せられるところで

はないと思ひます。私は政府のお考え

になつておるところも十分考えまし

て、どうしてもこの際ゼネバ會議前

おきたい。どうぞこれはお願ひしてお

きます。

統いて、それでは今なさうとしておりますその仮調印といふものはいか

なる内容を含むものであるか、それを

伺つておきたい。

○羽仁五郎君 権利義務が発生しない

ことであると思います。

○政府委員(河崎一郎君) 目下まだ案

文の細目はアメリカ側と協議中でござ

りますが、今までできていでござ

いません。そこで大体の輪郭だけでも

もしお示し願えるならば、それを伺つ

ておきたいと思います。

○政府委員(河崎一郎君) 目下まだ案

文の細目はアメリカ側と協議中でござ

いません。そこで大体の輪郭だけでも

もしお示し願えるならば、それを伺つ

ておきたいと思います。

○羽仁五郎君 その根本的な趣旨が何

かあると思うのですが、こまかい字

句の修正などについて伺いたいと思つ

ておりますので、その原則的な

点ですね。そういう点はこの点とこの

点とこの点といふものはあるの

ではないと思ひます。私は政府のお考え

になつておるところも十分考えまし

て、どうしてもこの際ゼネバ會議前

おきたい。どうぞこれはお願ひしてお

きます。

統いて、それでは今なさうとして

おりますその仮調印といふものはいか

れる、貸与を受けるということ、この

協定の期限が五年であるということ

になります。

○政府委員(河崎一郎君) 目下交渉中

の協定の内容は、ただいまも申します

ように、濃縮ウランを、実験用の原

子炉のために六キロのウランを受け入

れる、貸与を受けるということ、この

協定の期限が五年であるということ

になります。

○政府委員(河崎一郎君) この協定調

印の結果、新たな立法措置を要しな

いことは先ほども御説明申し上げた通

じりでございます。

それから財政的負担につきまして

は、原子炉購入についてはすでに本年度

の予算にも一応原子炉予算は通産省に

ついております。その範囲でできます

るものか、あるいはさらに値段を確か

めました上で、その範囲でできます

七

はいいですし、もしできなければ明年度の予算を請求いたしたいと思つておる次第であります。

○羽仁五郎君 予算の点は、やはり実質的に新らしい予算支出を要するのであります。ですから私は仮調印といふものが、さつきおつしやるよう、政府の行政権の範囲内で行われるものとは考えません。そこで、今まで伺つておるような予算に関する御説明といふものは、予算についての正しい考え方ではないと私は思う。しかし、特に問題になるのは、立法措置が必要でないという考え方ではどういう既存の法律でまかんわれるつもりですか、それを伺つておきたい。

○政府委員(河崎一郎君) どういう法律といふのは、もう少し具体的に……。どういう問題を規定するためにはどういふ法律が必要かという御質問でございましょうか、その点少し御説明願いたいところでございます。

○羽仁五郎君 アメリカとトルコとの協定などにも現われていますが、一々それによるまでもなく、アメリカの原子力法に基きましたが、二つの点で私は立法の措置が必要であるうとと思う。第一は、これは軍事的に用いられない、借り入れられた濃縮ウランが軍事的に利用されないという明らかな安全の措置をするためには、やはりそれに対する立法が必要です。

第二は、やはり原子力法にも述べられておりますように、その貸与せられた濃縮ウランその他のものを確保しなければならない。それがなくなり、あるいはよそに、許可されていない人の手に渡つたりすることを防が

なければならぬ。つまり盗まれることを防がなければならぬ。それについてのやはり立法措置が必要である。

私はこの二つの点について現在日本の二つの点については、今まである何の法律によつてそれがまかんわれるか、私の研究した限りでは、この二つをまかん得る法はないよう思います。政府は、その二つの点については、今まである何の法律によつてそれをまかんわれるつもりではありますか。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。これは国家活動でございますから、これは完全に行なわれますことは、これは完全に行政権の範囲内で、憲法第七十三条第二号に申します外交事件の処理に属するものであります。その外交事件を處理しましたものを生かすか死なすかという段階に至ります前に政府部内、あるいは交渉当事者限りで、将来発効するか

もしない内容は一応こうしましようときめますことは、これは完全に行なわれます。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

何かしないようにするといふ点は、ここで、人の物を盗めば刑法の窃盗罪にようといふことにならざるを得ないのです。事実上これは憲法においても、それが優先するかといふことが明らかにあります。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

○政府委員(下田武三君) 予算の点と立法の点を問題にならないましたが、第一の予算の点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。たとえて申しますと、先般御承認を願った将来大きな経費を要します場合にいたる点につきましては、およそいつかなる条約でも何らかの意味で予算を必要としないものはございません。

だということは、これは政府もよく御了解下さることだろうと思う。ですかういうことが起らないようにしていただきたいというのが私の質問の要點なんです。そういうことが起らないようにするにはどうしたらいいかといえば、現在考えておるような仮調印に当然将来国会が承認するかしないかといふ、条約局長のお言葉を拝借すれば、国会が活殺の剣を握らなければならぬような事態が発生することが明かであるような仮調印を結ばれることは、つづしまれた方がよろしいのじやないかというのが第一点。

それから第一の点は、十分御研究の結果の御答弁と思いますけれども、トルコその他の国々においては、こういうものもさかないと得る法律がございま

す。御承知のように日米相互防衛協定に基きますアメリカから日本に武器を貸与されました場合も、御承知のようにその日米相互防衛協定の中には日本に向って立法措置は要求していないけれども、日本にはこれをまかない得る法律がない。従つて日本としては立法しなければならないということで、御承知の防衛秘密法というのを作らざるを得ないということに追い込まれたのですが、現在のトルコなどをもじ

るのと、私は今御説明のようなことではないのではないか、今御説明のようなことをむしろ幸いと自分の相談であることをむしろ幸いとするものなのですけれども、実際問題

としては今御説明の第一の点ですが、了承下さることだろうと思う。ですかういうことが起らないようにするにはどうしたらいいかといふ、現在考えておるような仮調印に当然将来国会が承認するかしないかといふ、条約局長のお言葉を拝借すれば、国会が活殺の剣を握らなければならぬような事態が発生することが明かであるような仮調印を結ばれることは、つづしまれた方がよろしいのじやないかというのが第一点。

それから第一の点は、十分御研究の結果の御答弁と思いますけれども、トルコその他の国々においては、こういうものもさかないと得る法律がございま

す。御承知のように日米相互防衛協定に基きますアメリカから日本に武器を貸与されました場合も、御承知のようにその日米相互防衛協定の中には日本に向って立法措置は要求していないけれども、日本にはこれをまかない得る法律がない。従つて日本としては立法しなければならないということで、御承知の防衛秘密法というのを作らざるを得ないということに追い込まれたのですが、現在のトルコなどをもじ

るのと、私は今御説明のようなことをむしろ幸いと自分の相談であることをむしろ幸いとするものなのですけれども、実際問題

としては今御説明の第一の点ですが、了承下さることだろうと思う。ですかういうことが起らないようにするにはどうしたらいいかといふ、現在考えておるような仮調印に当然将来国会が承認するかしないかといふ、条約局長のお言葉を拝借すれば、国会が活殺の剣を握らなければならぬような事態が発生することが明かであるような仮調印を結ばれることは、つづしまれた方がよろしいのじやないかというのが第一点。

それから第一の点は、十分御研究の結果の御答弁と思いますけれども、トルコその他の国々においては、こういうものもさかないと得る法律がございま

す。御承知のように日米相互防衛協定に基きますアメリカから日本に武器を貸与されました場合も、御承知のようにその日米相互防衛協定の中には日本に向って立法措置は要求していないけれども、日本にはこれをまかない得る法律がない。従つて日本としては立法しなければならないということで、御承知の防衛秘密法というのを作らざるを得ないということに追い込まれたのですが、現在のトルコなどをもじ

るのと、私は今御説明のようなことをむしろ幸いと自分の相談であることをむしろ幸いとするものなのですけれども、実際問題

としては今御説明の第一の点ですが、了承下さることだろうと思う。ですかういうことが起らないようにするにはどうしたらいいかといふ、現在のトルコなどをもじ

るのと、私は今御説明のようなことをむしろ幸いと自分の相談であることをむしろ幸いとするものなのですけれども、実際問題

としては今御説明の第一の点ですが、了承下さることだろうと思う。ですかういうことが起らないようにするにはどうしたらいいかといふ、現在のトルコなどをもじ

るのと、私は今御説明のようなことをむしろ幸いと自分の相談であることをむしろ幸いとするものなのですけれども、実際問題

としては今御説明の第一の点ですが、了承下さることだろうと思う。ですかういうことが起らないようにするにはどうしたらいいかといふ、現在のトルコなどをもじ

るのと、私は今御説明のようなことをむしろ幸いと自分の相談であることをむしろ幸いとするものなのですけれども、実際問題

エジプト等であります。全部で大体十八カ国であります。

○羽生三七君 近く結ばれようといふこれらの国々は、大体今日本と時期的に同じころということをいわれたのですが……。

○政府委員(河崎一郎君) 昨日のワシントンからの通報によりますと、大体今、明週中といふことあります。

○梶原茂蔵君 先ほどの羽生さんの御質問に關連するのですが、仮調印と正式調印との関係です。政務次官お話のよう、仮調印には西国政府の一応の式調印との関係です。政務次官お話し合ひがあつて、仮調印がすぐに政府自体を拘束するものじやない。これは当然そうであるうと思うのです。正式調印があれば政府はそれによつて拘束される。今度は仮調印と正式調印との二段がまえになつてゐるのですが、アメリカの国会との関係ですね、事を急ぐのは、アメリカの国会の会期の関係に關連するということを聞いておるわけなんです。そうしますとアメリカの国会では今回の仮調印を基礎にして、それに対しても承認を与える、こういうことになるのですか、どうなのでですか、その点ちょっと條約局長に。

○政府委員(下田武三君) 米国の方ではこの協定をアメリカの国会に提出して、その承認を求めるることは必要になつております。ただインフォメーションとして書類を見せるというだけの話であります。見せるためにはまた内容がとにかくまつていなければなりませんので、一応イニシアルしたものをお見せする。そういう関係になつております。それで仰せの通り、アメリカの議会の会期だけの関係でアメリカ側が非常に急いでおるわけで、

ただいま局長が申しました十八カ国が今、明週中にやろうといふのも、やはり全部アメリカの会期の関係で急いでいるわけです。

○梶原茂蔵君 そうしますと、正式調印後もアメリカ国会としては承認するしないの問題はないわけなんですね。

○政府委員(下田武三君) 仰せの通りでございません、ございません。

○羽仁五郎君 さつき総理大臣あるいは外務大臣から伺いたいと思つた問題なのですが、これは今お答えを願えればその方がなさいと思ふのです。二点であります。それは今お進めになつておるばかりでなく、ただいままで交渉の過程中に向うの意思は明確になつておる問題でございます。

○羽仁五郎君 これは私が今伺つた二点とも、それについてのお話し合ひはあつたのですが、そうして日本からそれを尋ねたことに対しても、向うから正式にそれらの必要がないといふ答えが

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

ができるといふようなことが明らかにされておられますかどうか。そしてそれが議事録の上でなり何なりにおい入れば日本はアメリカからだけではなく、ほかからも受け入れるといふこと

○政府委員(園田直君) ただいまのところは両方とも議事録その他のことに書く必要のないことございまして、第一も、第二番目の立法の問題も……。第一のアメリカと協定を結んでおるばかりでなく、ただいままで

とも……。第一のアメリカと協定を結んでおるばかりでなく、ただいままで

昭和三十年六月十七日印刷

昭和三十年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局